

重点目標3 持続可能な行政運営を目指して

個別目標1 行政改革の推進

基本方針

行政改革大綱に基づき、効果的・効率的な行政サービスを継続して提供するため、高度で柔軟な組織機構の確立や職員の資質の向上を図るとともに、行政評価システムの導入や民間能力の活用等により、総合的な行政改革を推進します。

10年後のまちの姿

- 専門性や総合力の高い職員と柔軟な組織が構築され、あらゆる課題やニーズに的確に対応しています。
- 職員一人ひとりが、成果やコスト意識を持って事業を展開しています。

現状と課題

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達等、社会経済情勢が大きく変化していく中で、市民の行政への要望は複雑化・多様化しており、今後の都市経営には、様々な行政需要に対して、柔軟に、しかも、適切かつ迅速に対応できる行政基盤の確立が求められています。

本市では、合併協議において、全ての事務事業の見直しを進めるなど、これまで徹底した行政改革を進めてきましたが、今後一層の行政改革と職員の意識改革を進めながら、新しい時代に相応しい行政機構の確立と職員の政策形成能力の向

上を進めていくことが必要です。

特に、市民のニーズや行政課題が複雑化・多様化する中で、限られた資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していくためには、個々の施策や事業の成果を常に検証し、次の改革・改善へつなげていくための新たな仕組みを構築することが必要です。

また、分権型社会への転換が進み、行政のスリム化が求められる中で、これまで公共が提供してきたサービスを民間との役割分担により、一層のサービスの向上と経費の節減を進めていくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①行政改革大綱実施計画の実施率（目標21年度）	54.9%	100%	—
②定員適正化計画による定員数 (H17.4.1:目標22年度)	440人	396人	—
③「市民サービスの充実」に関する満足度	—	向上	向上

※指標① 実施率：(実施済+実施中の項目数) / 計画の項目数 × 100 指標③ 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

行政改革の推進

- ◇意欲あふれる柔軟な人づくりと組織の構築
- ◇定員適正化の推進と民間能力の活用
- ◇行政を評価する仕組みの構築
- ◇公共施設の再編と市有財産の有効活用の推進

(1) 意欲あふれる柔軟な人づくりと組織の構築

地方分権時代に求められる職員の資質向上を図るため、人材育成基本計画に基づき、専門性の高い職員の育成や政策形成能力、法務能力の向上に加えて、総合行政を担うことができる柔軟性にあふれた職員の育成を進めるとともに、人事評価制度の導入などにより、職員の資質や能力の向上と意識改革を進めます。

また、新たな行政課題や市民ニーズに対応できるよう簡素で効率的な行政組織の確立を進めるとともに、従来の縦割り型行政から連携・協力型の行政が推進できる柔軟で総合的な組織運営を進めます。

(2) 定員適正化の推進と民間能力の活用

定員適正化計画に基づき、事務事業の見直しや組織の合理化等による職員の適正配置に努めるとともに、外部委託等の推進、ICTの活用などにより、計画的な定員管理の適正化に努めます。

また、行政が直接実施するよりも効果的・効率的に展開可能な専門的業務や定型的業務については、行政サービスや行政責任の確保等に十分留意して、民間への委託を進めます。

さらに、市民サービスの向上と経費の節減を図るために、公共施設の管理への指定管理者制度の

導入を促進するとともに、施設整備へのPFI等による事業の可能性等について検討を進めます。

(3) 行政を評価する仕組みの構築

限られた経営資源を最大限に活用し、成果を重視した市民満足度の高い市政運営を進めるため、達成目標を設定したPDCAサイクルに基づく、施策や事業の成果を客観的に評価する行政評価システムを構築します。

また、総合計画の進捗管理と達成状況を明らかにするため、ひかり未来指標やまちづくりの指標を設定し、評価と検証を進めることにより、市民との目標の共有と成果指向型のまちづくりを推進します。

(4) 公共施設の再編と市有財産の有効活用の推進

市民ニーズや費用対効果など、現有施設の実情を踏まえながら、施設の有効活用や再編を含めた検討を行い、公共施設の適正な配置に努めるとともに、新たな施設整備にあたっては、周辺施設や類似施設をできる限り集約する形で量から質への向上に努めます。

また、土地や建物などの市有財産の使用実態や利用可能性を調査・把握し、遊休財産の計画的な処分や貸付を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
人材育成基本計画の推進						→	人事課
人事評価システムの構築	調査研究	試行		実施		→	人事課
定員適正化計画の推進				改定		→	人事課
指定管理者制度の導入促進						→	財政課 関係各課
行政評価システムの構築	試行	実施				→	財政課
市有財産の利用実態調査と遊休財産の処分・有効活用の推進	調査・方針決定		処分・有効活用			→	財政課

重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して

個別目標2 財政運営の健全化

基本方針

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、地方分権社会に対応した行財政運営を図るために、財政健全化計画を踏まえ、各種施策や制度の抜本的な見直しなどによる歳出改革に取り組むとともに、中期的な視点からの施策の厳選や重点化、計画的な事業展開に努め、財政運営の健全性を確保します。

10年後のまちの姿

- 財政の健全化が進み、ゆとりある安定した財政運営が行われています。
- 予算や決算の内容や施策の実施状況などが市民に分かりやすく公表されています。

現状と課題

本市では、これまで行政改革大綱や財政健全化計画に基づき、健全な行財政運営に努めてきましたが、市内企業を中心とした業績の改善により一時的な税収増加が期待できるものの、三位一体の改革に伴う国庫支出金や地方交付税の削減などにより歳入が伸び悩む一方で、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費の増大をはじめ、特別会計・公営企業会計などへの繰出金や、公共施設の維持管理に要する経費などが増大し、財政構造の硬直化が進んでいます。

とりわけ、平成18年度から新たな財政指標として導入された実質公債費比率は、22.4%（確定値、平成15～17年度3ヶ年平均）という結果となり、特

別会計や公営企業会計、一部事務組合などを含めた市債依存度の高さが指摘されています。

また、平成18年度の地方債制度改革にとどまらず、今後、地方交付税制度の改革や新しい地方財政再生制度の導入、さらには、特別会計・公営企業会計・第3セクターなども含む連結決算を前提とした新地方公会計制度の導入も予定されています。

今後とも、財源確保が不透明な中で、公債費の増大をはじめ、少子高齢社会への対応、団塊世代の大量退職に伴う人件費など多額の財政需要が見込まれることから、財政構造の健全化に向けた対策が急務となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①経常収支比率	91.6%	90%未満	—
②市税収納率	95.9%	96.5%	97.0%
③実質公債費比率	22.4%	18%未満	—
④財政調整基金の額	18.9億円	15億円以上	—
⑤減債基金の額	0.6億円	20億円	—

※平成17年度決算数値（③は平成15～17年度3ヶ年平均）

施策展開の方向

財政運営の健全化

- ▷ ◇財政運営の効率化の推進
- ◇安定的な財源の確保

(1) 財政運営の効率化の推進

将来の財政負担を考慮しながら、総合計画及び財政健全化計画に基づき、計画的な事業実施を推進するとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会资本の整備に努めます。

また、経常経費の削減や補助金等の適正化を推進するとともに、行政評価システムによる事業の実施効果等を見極めながら、最小の経費で最大の効果が図れるよう事務事業の見直しを進めます。

さらに、公共工事のコスト縮減や入札の適正化を推進するとともに、予算の枠配分方式や予算執

行のインセンティブ方式の推進等により、経常的経費の節減と職員のコスト意識の向上に努めます。

(2) 安定的な財源の確保

住民負担の公平性の観点から、課税客体の適正な把握と収納率の向上を進めるとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

また、年度間の財源の均衡や安定的財政運営を行うため、財政調整基金や減債基金の充実を図るとともに、果実運用型基金の再編と弾力的活用を推進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
公会計制度への対応と財務会計システムの見直し	検討		導入			→	財政課
行政評価を踏まえた予算配分の実施	検討		実施			→	財政課
税や使用料など、総合的な収納率向上対策の推進						→	税務課 関係各課

◆市民協働まちづくり事業◆

本市には、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史、そして何よりも故郷を愛する多くの人々が暮らしています。こうした光市にしかない有位性を活かしたまちづくりを推進していくためには、「共創と協働で育む まちづくり」の基本理念に基づき、市民と行政とともに知恵を出し、汗を流して、まちづくりの課題に立ち向かい、個性あふれる地域づくりを進めていくことが必要です。

このため、市民の代表者 45 名で組織する「光市まちづくり市民協議会」と若手職員 17 名で組織する「光市総合計画策定プロポーザルチーム」による『協働ワークショップ』では、市民が自ら行動することのできる事業として、5 つの「市民協働まちづくり事業」について、延べ 15 回に亘って協議・検討を進めてきました。

これらの事業については、現状では実施が困難なものや事業実施に関して意見が分かれたものもあることから、協働ワークショップでは、特に実施すべき事業として、「里親制度」と「協働事業提案制度」の 2 つの事業が提案されました。

こうした提案を受けて、本市では、この 2 つの事業について、前期基本計画への位置づけを行い、具体的な事業化に向けて取り組んでいくことにしています。





【里親制度】

里親制度（アダプト・プログラム）とは、道路、公園、河川などの公共施設等について、地域コミュニティやNPO、企業、学校などが、里親となり、定期的に清掃や美化活動を行うものです。

行政は、里親の看板を設置したり、ごみ袋等の支給やボランティア保険への加入などのサポートを行います。

【協働事業提案制度】

協働事業提案制度とは、地域の多様な課題について、市民の発想を活かした提案を募集し、提案団体が「公共サービス」の担い手となり、「協働」によるきめ細かな質の高いサービスを提供していくこうとするものです。

事業の選考にあたっては、公開プレゼンテーションと審査を行い、採用された提案に対して行政が支援を行うものです。

※その他に検討された事業は、「地域助け合い制度」、「観光応援団制度」及び「市民活動ポイント制度」の3つです。